**小規模法人のネットワーク化による協働推進事業補助金交付要綱**

（趣旨）

第１条　県は、社会福祉法人が、地域の様々な福祉サービスの提供機関と連携し、地域の福祉サービスの一層の充実を図ることを目的として行う地域貢献のための取組を支援するため、社会福祉法人に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和４５年福島県規則第１０７号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助の対象及び補助額）

第２条　補助の対象者は次のとおりとし、対象となる事業及び対象経費は別表１及び２のとおりとする。

(1) 社会福祉連携推進法人設立支援事業

社会福祉連携推進法人（以下「連携推進法人」という。）の設立に当たり、福島県内に主たる事務所を置く社会福祉法人を含む複数の法人等が連携し設立する連携推進法人設立準備会（以下「準備会」という。）の代表である社会福祉法人。

(2) 小規模法人ネットワーク化事業

福島県内に主たる事務所を置き、一の社会福祉法人において一の施設又は事業所を運営している社会福祉法人又はそれと同規模と知事が認める社会福祉法人（以下「小規模法人等」という。）等が構築する法人間連携プラットフォーム（以下「ＰＦ」という。）の代表である社会福祉法人。

２　補助金は、事業者が別表１又は２（以下「別表」という。）に定める対象事業の全部又は一部を実施する場合に要する経費のうち、別表に定める対象経費について、事業者に対して補助するものとする。なお、補助する額は、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と、次に定める補助上限額と対象経費の総額（実支出額）を比較して少ない方の額とを比較して少ない方の額とする。

また、算出された交付額に千円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てる。

(1) 社会福祉連携推進法人設立支援事業

１の連携推進法人につき１回に限り、 1,000千円以内とする。

(2) 小規模法人ネットワーク化事業

別表２(1)に掲げる取組を必ず行った上で、地域の実情に応じて、別表２(2),(3)に掲げるような取組を行う場合には、参画法人が５法人以下であれば１ＰＦにつき1,500千円以内、６法人以上９法人以下であれば１ＰＦにつき2,500千円以内、１０法人以上であれば１ＰＦにつき4,000千円以内とし、補助の実施期間については、試行及び実践に必要な期間として原則２か年までに限ること。

また、別表２(4)の事業に取り組む場合には、１ＰＦにつき１回に限り、3,200千円以内を加算することができる。

別表２(5)の事業に取り組む場合には、１ＰＦにつき１回に限り、2，000千円以内をそれぞれ加算することができる。

（申請書の様式等）

第３条　規則第４条第１項の申請書は様式第１号によるものとし、その提出期限は､知事が別に定める日とする。

２　規則第４条第２項第２号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書（様式第１号別紙１）

(2) 所要額調（様式第１号別紙２）

(3) 歳入歳出予算（見込）書抄本

　(4) その他知事が必要と認める書類

３　申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、１部とする。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等）

第４条　事業者は、規則第４条の規定に基づき補助金の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金交付の条件）

第５条　規則第６条第１項第１号に規定する別に定める軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分を２０パーセント以内で変更すること。

(2) 事業の主要な部分に重要な変更を及ぼさない変更

２　規則第６条第１項第５号に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。

なお、条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に返還させることがある。

(1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

(2) この補助金と重複して、他の補助金の交付を受けてはならないこと。

　(3) その他規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。

（変更の承認）

第６条　規則第６条第１項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、小規模法人のネットワーク化による協働推進事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第２号）を知事に提出しなければならない。ただし、前条第１項に規定する軽微な変更については、この限りでない。

（申請を取り下げることができる期日）

第７条　規則第８条第１項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して１０日を経過した日とする。

（概算払）

第８条　知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

２　前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、小規模法人のネットワーク化による協働推進事業補助金概算払請求書（様式第３号）を知事に提出しなければならない。

（完了報告）

第９条　事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに小規模法人のネットワーク化による協働推進事業完了報告書（様式第４号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条　規則第１３条の規定による実績報告は、小規模法人のネットワーク化による協働推進事業実績報告書（様式第５号）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して３０日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の３月３１日（補助金を全額概算払により交付を受けた場合には、当該年度の翌年度の４月８日）のいずれか早い日までに行なわなければならない。

　(1) 事業実施報告書（様式第５号別紙１）

(2) 補助金精算書（様式第５号別紙２）

　(3) 事業に係る支出をしたことが明らかな書類（領収証等）の写し

　(4) 歳入歳出決算（見込）書抄本

　(5) その他知事が必要と認める書類

２　事業者は、実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の交付の請求）

第14条　補助金交付の決定の通知を受けた事業者は、補助事業等が完了した場合は、小規模法人のネットワーク化による協働推進事業補助金交付請求書（様式第６号）に次に掲げる書類を添え、速やかに知事に提出しなければならない。ただし、全額概算払により補助金の交付を受けた場合は、この限りでない。

（財産の処分の制限）

第15条　事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに機械、器具及びその他の財産については、小規模法人のネットワーク化による協働推進事業取得財産等管理台帳（様式第７号）に記帳整理し、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）で定める耐用年数を経過するまで備えることとする。

なお、当該財産については、知事の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第16条　事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに小規模法人のネットワーク化による協働推進事業補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定報告書（様式第８号）を知事に提出しなければならない。

２　知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

（会計帳簿等の整備等）

第17条　補助金の交付を受けた事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業等の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して５年間保存しておかなければならない。

（その他）

第18条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和４年４月２２日から施行し、令和４年度分の補助金から適用する。

　附則

この要綱は、令和５年５月１８日から施行し、令和５年度分の補助金から適用する。

（別表１）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象事業 | 事業の内容 | 対象経費 |
| 社会福祉連携推進法人設立支援事業 | 参加予定の法人の合同研修会の開催、社会福祉連携推進業務の実施に向けたリサーチ等を行う事業  | 報酬、給料、職員手当等、報償費、共済費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、食糧費、）、会議費、使用料、賃借料、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。） |

（別表２）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象事業 | 事業の内容 | 対象経費 |
| （１）法人間連携プラットフォームの設置に係る事業 | 福島県内に主たる事務所を置く、社会福祉法人を含む複数の小規模法人等が参画するＰＦを設置し、ＰＦに参画する法人（以下「参画法人」という。※１）の間で、地域課題に関する検討を行うとともに、以下の（２）から（５）に掲げる取組内容の企画、当該取組に係る実施方法の検討、取組状況の検証等を行う。※１　参画法人については、社会福祉法人に限らず、営利法人や公益法人などの法人の種別や法人格の有無は問わない。 | 報酬、給料、職員手当等、報償費、共済費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、食糧費、）、会議費、使用料、賃借料、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。） |
| （２）複数法人の連携による地域貢献のための協働事業の立ち上げに係る事業 | 参画法人が保有する資産及び人員・設備を活用しつつ、各参画法人の強みを活かしながら、（１）において共有された地域課題の解決を図るため、次に掲げるような地域貢献のための取組を立ち上げ、試行する。ア　様々なニーズに対応した分野横断的かつ包括的なワンストップ相談支援拠点の設置イ　社会的に孤立する者に対する見守り等その他孤立死防止のための事業及び社会参加を支援するための事業ウ　公的サービスの利用ができない者に対するゴミ出しや買い物等の軽度日常生活支援エ　高齢者や障害者、子ども、地域住民等の共生の場づくりオ　緊急一時的に支援が必要な者に対する宿所や食料の提供、資金の貸付けカ　貧困家庭の子どもに対する奨学金の貸与と、自立に向けた継続的な相談支援キ　仕事と介護や子育ての両立に向けた支援ク　地域課題を踏まえた障害者等の職場づくりケ　中山間地域等における移動困難者に対する移送支援コ　高齢者や障害者等に対する権利擁護支援サ　災害時要援護者に対する支援体制の構築　等 | 報酬、給料、職員手当等、報償費、共済費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、食糧費、）、会議費、使用料、賃借料、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。） |
| （３）福祉・介護人材の確保・定着のための取組の推進に係る事業 | （２）の事業の実施等により、既存職員に過重な負担が生じることのないようにするとともに、小規模法人等における経営労務管理体制の底上げを図る観点から、次に掲げるような福祉・介護人材の確保・定着のための取組を行う。ア　職員のスキルアップ等のための合同研修の実施イ　人事交流の推進ウ　新規人材を確保するための広報、合同面接会の開催エ　適正な経営労務管理体制の構築等のための専門家からの助言オ　食事提供の一体実施などサービス提供・事務処理体制の効率化のための取組カ　共通の人事考課、賃金テーブルの作成に関する専門家からの助言キ　合同福利厚生事業の実施　等  | 報酬、給料、職員手当等、報償費、共済費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、食糧費、）、会議費、使用料、賃借料、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。） |
| （４）参画法人の事務処理部門の集約・共同化の推進に係る事業 | 参画法人の経営労務管理体制の効率化を図る観点から、報酬請求や職員採用、資材の購入等の事務を共同で処理するための別法人（連携推進法人を除く。）を立ち上げ、当該法人に参画法人がこれらの事務を委託するなどを通じて、事務処理部門の集約・共同化のための取組を推進する。 | 報酬、給料、職員手当等、報償費、共済費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、食糧費、）、会議費、使用料、賃借料、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。） |
| （５）ＩＣＴ技術の導入支援に係る事業 | (1)から(3)までの事業の実施等について、効果的・効率的に行うため、次に掲げるような新たにＩＣＴ技術を活用して行う取組を推進する。ア　地域住民等のためのＳＮＳ等を活用した相談支援の仕組みづくりイ　単身高齢者に対する見守り等のための参画法人間のオンラインネットワークの仕組みづくりウ　オンラインによる地域住民等の共生の場づくりエ　オンラインによる参画法人の職員合同研修の実施オ　労務管理システムの共同調達カ　参画法人におけるＩＣＴ技術の導入方法や活用方法に係る合同研修　等 | 報酬、給料、職員手当等、報償費、共済費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、食糧費、）、会議費、使用料、賃借料、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。） |